

承認第2号

専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

地方自治法第179条第1項の規定により、愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年5月6日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、地方税法施行令の改正に伴い、条例の改正について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したので、報告し、承認を求める必要があるからである。

愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

愛西市国民健康保険税条例（平成17年愛西市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第23条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第5項中「同条中」を「同項中」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の愛西市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。